

# 10月1日(日)から 夜間・休日 の救急医療体制が 変わります

かぜや発熱、軽度のけがなどの一次(初期)救急医療は、市医師会の救急当番医がそれぞれの医院で診療し、緊急の手術や入院などが必要な患者さんの二次救急医療は市民病院で行います。ご理解とご協力をお願いします。

①健康づくり推進課健康推進係 ☎4217277

②市民病院医事課医事係 ☎4312511 (代表)



月、金曜日(祝日は除く)

午前0時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	午後1時		
午後10時から	金曜日の 一次・二次救急													
午前8時30分	9	10	11	午後1時	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
午前9時	通常診療													
午後5時	二次救急													
午後10時	一次救急													

ご理解とご協力をお願いします。



近年、救急外来を利用する患者さんが増加しています。市民病院では、特に夜間の患者さんが多く、時間外(午後5時から翌日午前8時30分まで)の約8割が午後5時から午後10時までの時間帯に集中しています。1人の医師が1か月に3、4回の当直勤務があり、翌日も引き続き診療をするなど、医師への負担が大変重くなっています。

こうした状況を考慮する中で、市と市医師会では、「袋井市救急対策委員会」を設けて、救急医療の体制を検討し、10月1日(日)から、市医師会と市民病院がそれぞれの機能を分担しながら救急医療に対応していくことになりました。

開業医と市民病院の連携

救急当番医をご利用ください

救急診療を受ける時は、必ず電話で症状などを当番医に連絡してから受診するようにしてください。

月曜日から金曜日  
午後5時から午後10時まで、発熱や軽度のけがなどの一次救急医療は、市医師会の救急当番医が、それぞれの医院で診療します。

市民病院では、午後5時から午後10時まで、二次救急医療に専念します。救急車による搬送の患者さんと救急当番医から依頼のあった患者さんのみの診療となります。

これ以外の診療は、ご遠慮いただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

午後10時から翌日の午前8時30分までは、すべて救急の患者さんを診療しますが、手術や入院治療を必要とする重症の患者さんを最

土曜日

午前0時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	午後1時
午後10時から	一次・二次救急											
午前9時	通常診療											
午後1時	一次救急											
午後5時	二次救急											

優先で診療します。

土曜日  
午後1時から午後5時までは、救急当番医がそれぞれの医院で一次救急医療の診療を行います。

市民病院では、24時間体制で、一次・二次救急医療の診療を行います。

日曜日、祝日、年末年始  
午前9時から午後5時までは、救急当番医がそれぞれの医院で一次救急医療の診療を行います。

市民病院では、24時間体制で、一次・二次救急医療の診療を行います。

日曜日、祝日、年末年始

午前0時	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	午後1時
午後10時から	一次・二次救急											
午前9時	一次救急											
午後5時	二次救急											
午前8時30分まで	月曜日の											

内科系と外科系の開業医が「救急当番医」

市医師会に加入する「内科系医院」と「外科系医院」の2つの医院が、毎日当番制により診療します。

救急当番医は、毎月本紙15日号で翌月の当番医をお知らせします。

このほか、市ホームページ(<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>)「夜間・休日の救急当番医」やテレビホンサービス(42-7151)でも案内しています。市ホームページから救急当番医の地図を見ることがもできます。

救急当番医の場所や電話番号などは、「救急医療ガイドブック」をご覧ください。「救急医療ガイドブック」は、9月15日から自治会を通じて各家庭に配布します。袋井・浅羽保健センターや市役所、支所でも配布します。